

報告事項1（意見聴取）

「教職員の評価・育成システム」の改定について

平成27年度から、「教職員の評価・育成システム」を別紙のとおり改定するに当たり、委員会に意見を求める。

平成26年12月22日

教職員の評価・育成システムの改定について

平成26年12月22日

1 改定理由

「教職員の評価・育成システム」の客観性・適正性をより一層確保するため、8月に取りまとめた授業アンケート結果を踏まえた教員評価の検証も踏まえ、所要の改正を行うもの

2 改定内容

(1) 「授業力」評価が下位評価となった教員の業績評価、能力評価の取扱いの見直し

[趣旨]：授業は学校教育活動の中心をなすものであることから、「授業力」を教員評価における「基本として最も必要な要素」と位置付ける

[内容]：業績評価において「授業力」が下位評価（「達していない」）とされた場合は、業績評価を標準（「A」）以上としない
能力評価において「授業力」が下位評価（「発揮していない」）とされた場合は、能力評価を標準（「A」）以上としない

(2) その他

① 授業アンケート結果の判定に基準を導入

[内容]：授業アンケート結果について“絶対値による基準”と“統計的手法による基準”を活用した判定を行う

[方法]：「特段に高い」→「絶対値3.5以上」かつ「統計的手法（トンプソン検定）により、校内において特段に高いとされた値」

「特段に低い」→「絶対値2.5以下」又は「統計的手法（トンプソン検定）により、校内において特段に低いとされた値」

とする

② 「授業力」評価における指導・育成手順を明確化

[対象]：・授業アンケート結果が「特段に低い」と判定された教員
・その他校長が必要と認める教員

[内容]：「授業力」について、指導・育成過程を記録するための様式（「授業改善シート」、以下「シート」という。）を導入

[方法]：・校長が授業実施上の課題、課題に対する改善方策について教員に示し、認識の共有化を図る

・校長が授業観察（年間複数回実施）や具体的な職務行動に関する内容をシートに記録

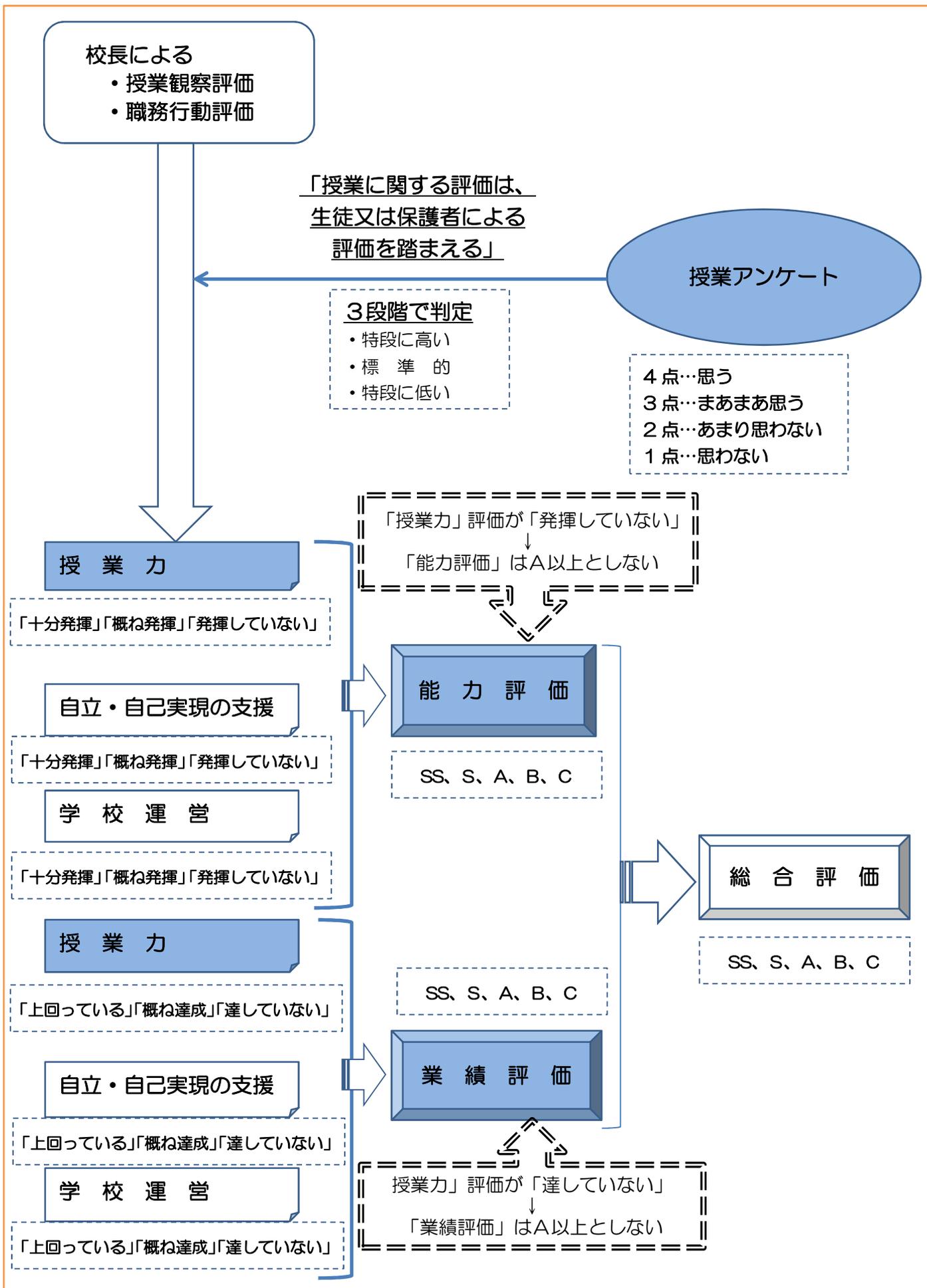
・校長がシートに記載した授業観察や職務行動の記録等をもとに、

「『授業力』評価票」を作成

3 実施時期

平成27年4月1日

授業アンケートを踏まえた教員評価の流れ



授業アンケート結果を踏まえた教員評価の検証について（抜粋）

I 教員評価に授業アンケート結果が与えた影響

1 検証の趣旨

教職員の評価・育成システム（以下「システム」という。）において、「大阪府職員基本条例」及び「大阪府立学校条例」の施行に伴い、平成 25 年度から授業を行う首席、指導教諭、教諭、講師〔実習担当〕（以下「教諭等」という。）の評価は、生徒又は保護者による授業アンケート結果を踏まえて行うこととなった。これは、授業の受け手である子どもたちの授業の受け止め等を踏まえることにより、教員評価の客観性を一層確保し、厳正化を図ることとしたものである。

今般、平成 25 年度の教員評価に授業アンケート結果が与えた影響について検証し、今後のシステムのさらなる充実・改善に活用することとする。

2 検証結果の概要

（1）総合評価結果の分布について

平成 25 年度の総合評価結果の分布においては、上位区分（SS・S）は減少したが、下位区分（B・C）については微増にとどまった。

（2）授業アンケート結果と教員評価の相関性について

① 授業アンケート結果の判定

授業アンケート結果は統計処理を行い数値化された後、校長により「特段に高い」「標準的」「特段に低い」の 3 段階に判定されるが、「特段に高い」と判定された教諭等の割合は 6.5%であり、「特段に低い」と判定された教諭等の割合である 2.2%に対して約 3 倍となっている。また、高等学校において「特段に高い」「特段に低い」と判定された教諭等の割合は他校種に比べてともに約 2 倍となっており、校種ごとの判定状況に差異が認められる。

② 授業アンケート結果の判定と教員評価との関係

校長により授業アンケート結果が「特段に高い」と判定された教諭等の内、「授業力」の評価においては約 7 割が上位評価（十分発揮）、総合評価においては約 6 割が上位区分（SS・S）となっている。

一方で、授業アンケート結果が「特段に低い」と判定された教諭等の内、「授業力」の評価においては約 4 割が下位評価（発揮していない）、総合評価においては約 2 割が下位区分（B・C）となっている。

このことから、授業アンケート結果が「特段に低い」と判定された場合は、「特段に高い」と判定された場合に比べ、教員評価との相関性が弱い状況が認められる。

(3) 結論

総合評価結果の分布において、上位区分（SS・S）は減少したが、下位区分（B・C）は微増にとどまった一因として、以下の2点が考えられる。

- i 校長による授業アンケート結果の判定の段階において、授業アンケート結果が「特段に低い」と判定された教諭等の人数が、「特段に高い」と判定された教諭等の人数の約1/3であり、元々「特段に低い」と判定された人数が少ないこと。
- ii 校長により授業アンケート結果が「特段に低い」と判定された場合は、「特段に高い」と判定された場合に比べて、教員評価との間に相関性が弱いこと。

3 今後の課題

(1) 授業アンケート結果の判定について

ア 授業アンケート結果の判定方法

授業アンケートの判定に当たっては、各学校の置かれている状況や各教諭等が担当する児童生徒の人数等に違いがあるため、全ての学校に一律の基準を当てはめるのではなく、学校の状況を十分に把握している校長が総合的に判断して行うこととした。

イ 今後の課題

2(2)①で見たように、校長が授業アンケート結果を「特段に高い」と判定した割合が「特段に低い」と判定した割合の約3倍となっており、校種ごとの判定状況にも差異が認められた。このため、授業アンケート結果の判定における客観性、透明性を高める観点から、今後、客観的な判定基準の導入について検討を進める必要がある。

(2) 授業アンケート結果の判定と教員評価との関係について

ア 授業アンケート結果の位置づけ

授業アンケートは、児童生徒の受け止めを把握することで、授業が「魅力的な授業」「わかる授業」になっているかどうかを評価する上で貴重なツールである。一方で、教育活動に関する識見・経験のある者が専門的な見地から行う「授業評価」ではないことから、回答には教科の特色や教諭等に対する児童生徒の好き嫌い等、様々な要因による影響も懸念される。

このため、授業アンケート結果は、教諭等の評価に直結させるものではなく、評価の客観性を確保するために、校長が授業アンケート結果を十分に「踏まえた」上で、授業観察や、年間を通じた授業に関する取組状況の把握を通じて、専門的な見地から「授業力」を評価することとしている。

イ 今後の課題

2(2)②で見たように、授業アンケート結果が「特段に低い」と判定された場合は、「特段に高い」と判定された場合に比べ、教員評価との相関性が弱いことから、引き続き授業アンケート結果を踏まえた教員評価の客観性と適正性を一層確保するための方策について、検討を進める必要がある。